

#### 第4回京都市人権文化推進計画（仮称）策定検討委員会

平成16年11月9日（火）

京都市国際交流会館

#### 【座長】

我々が何をやるのかというと、従来の計画の期限が切れることを踏まえて、また、その間の人権に対するいろいろな考え方の進展も踏まえて、市に対して新しい提言をすることになる。具体的な教育・啓発の話に入ってきたが、やはり根底にある人権文化ということをもう一度考え直して、それをはっきりさせたものを教育なり啓発なり、さらに今日の後半の議題である人権相談、部分的な救済の問題にも反映させていくようにしていきたい。

つまり、我々が京都市に既にある78の具体的な施策を全部再点検するというのではなく、それを全体として見た場合に、こんな視点が必要ではないか、あるいは欠けているのではないか、あるいはこの点は見直したほうがいいのではないかとといった観点から、その全体像を我々なりにまとめ上げるということが中心になる。

これまで3回の委員会で、基本的な人権の考え方について検討してきた。例えば、これまで人権を十分享有できないグループというか、強いて言えば、一部の人の問題に焦点が当てられて、それが人権の全てのような話になったり、あるいはそういう受けとめ方がされているために、実は人権は我々みんなの日常的問題であるという視点がどうしても生まれにくい。だから、そういうことも踏まえた基本理念を考え直していったらどうかということであった。このことについては、一応のご了解があったと思う。そこでは市民一人一人の持っているいろんな可能性、あるいは人にもない長所をできるだけ障害なしに伸ばせるような状況がまず必要となる。そして、それを一人一人が持っているということは、当然、ほかの人も持っているはずであり、そこから他人に対する思いやり、配慮が大切で、多元化社会の共生と必然的につながってくる。この実現を目指すのが人権文化である。だから、そういう視点から教育のあり方、啓発のあり方を検討する際に、さらに人権相談の際にどのようにそれを発揮していくか、それをもう少し具体的レベルで考えていきたい。

今、私がまとめてみたような共通理解の上に立って、今日の議題である教育及び啓発の分野での色々な取組、あるいは従来の取組についての反省点などを考え、それから、後半は、人権の相談・救済について、資料に基づいて事務局からご説明いただいたうえで、我々なりに追加すべき意見を申し上げたい。

今後の進め方については、人権の問題は何回やっても尽きることはなく、次々と新しい

問題が出てくるのであるが、できれば、次回の第5回目に向けて、今までの総括としてまとめたものを早目に、欠席の委員も含めて全員に配り、補足意見なども聞いてもらい、次回第5回検討委員会（12月2日）の段階では、全体的なたたき台として事務局から出していただきたい。次回は、全体について協議することとし、その結果、一応、我々の提言の素案ができるので、これを一月に、パブリックコメントを募集し、市民からご意見をいただく。そして、それを踏まえて第6回の最後の委員会でまとめ上げる。大きい作業の流れとしてはそのように考えている。

それでは、事務局から、議題1の教育・啓発問題についてご説明いただきたい。

#### 【事務局】

議題1の人権教育・啓発については、前回の第3回の委員会で、本市がまとめた課題についての資料を事務局からお示し、ご意見をいただいたが、座長も言われたように、時間の都合上、十分なお意見がいただけなかったと思っている。従って、本日は、引き続き人権教育・啓発についてご議論願いたい。

今後の人権教育・啓発について、どういうあり方が望ましいのかとか、また、人権尊重の機運を盛り上げて市民の意識を変えていくためにはどのような啓発をすればいいのかといった観点や、さらに、人権教育や啓発の効果をどのように見ていく必要があるかといった施策評価の問題等についてご意見をいただけたらと思う。

#### 【座長】

お手元の第4回検討委員会の議題についての資料の中で、議題1の人権教育・啓発については、まず、学校教育における取組の問題であり、それも義務教育としての学校レベルと、それより年齢層の低い保育所の問題となっている。また、家庭教育も前回、問題になっていた。この資料にこだわらずに発言していただければと思う。

それから、人権啓発の取組については、ちょっとお役所の立場から見た分類になっている。広報のことでは、人権についての色々なことがわかるようなホームページがあれば非常にわかりやすい。既に、つくられていると思うが、そういうものの再点検が必要である。それから、学習機会の提供とは、色々な世代、特に若い世代に対して人権というものを如何に身近に感じてもらうか。必然的に色々な個別の問題も出てくるので、それも踏まえて

発言していただければと思う。

それから、市民の自主的な取組の支援については、人権は一人一人の問題であり、どちらかといえば、行政などから教えてもらうものではなく、市民の側から積極的に活動していく側面が大切であり、それに対する学習支援とか、NGOの活動に対する支援ということになると思う。そういうものを通して、社会的な交流というか、市民団体相互の人権問題をめぐる交流というものをどうやって進めていくかを考えるという観点である。

それから、行政としては、職員の研修や庁内体制を充実させることのほか、おそらく一番問題になると思うが、施策を行い、どの程度効果があるか評価をすること、特に外部評価をどうするかという問題があると思う。

次に、相談・救済については、後で説明があると思うが、法務省が国会に提出予定であった人権擁護法案が今年の衆議院解散で流れた。今年は提出するのかと思ったら、それもしばらく出さないような状況になっている。国の方針として救済をどこまでやるのかということがまだ現実化していないので、それが成立するという前提に立たないと自治体としては、この問題への取組が難しいと思う。

それでは、まず初めの教育・啓発に関し、この資料にこだわらずに、ご自由に発言していただきたい。

#### 【委員】

前回の議事録のまとめを送ってもらった。私は「客観的なデータに基づいて実施し」と言ったらしいが、私自身は客観的なデータを多分信頼していないのでここは削除して欲しいと言うつもりだったが、削除するよりも改めて、この場でそうは思っていないと言う方が強調できるかと思った。

それに関連して、前回、発言のあった日ごろの思いやりや心がけをどう測るのかという意見に近いものを私も持っている。ちょっと私の話し方がまとまらないので、後でまとめていただくのが大変だと思うが言わせてほしい。

前回、委員から、人権感覚が市民の中にもっと広がっていくようなきっかけをつくるという方向で話をした方がいいという発言があり、それもそうだなと思って聞いていた。会議録を何度も繰り返して見ているうちに、人権というのは勝ち取るものなのかと思った。勝ち取って、その成果として得るのではなくて、まず行政は行政側で、あるべき形をつく

り、このところをこう思っているとか、こうした方がいいのではないかと進んでいくものだと思う。その基盤として、私が申し上げたのは外国人の参政権であるとか、施策が多くの人に公平に開かれる形でなければ、差別・区別は当然なくなるはずがないということである。

そうした意味を全部合わせて、市民に声をかけて、署名を集めて、こういうことができるという形ではなく、こういう委員会があって、変わるんだ、変わるんだなど。こうして変わっていくなら、自分たちがこう思っているということが伝わってくると思う。こんな委員会をやっても、何の変化もないという繰り返しでは、行政がすることは市民には届かない。行政に言っても疲れるだけだと思われているのではないかと思う。

だから、私は二点しか言っていない。多くを言っても、行政がしてくれないといけないので、二点に絞ってきた。外国籍市民の参政権もしくは選挙権取得のための協力として、京都ではこう思うということ。それと、同和対策特別事業の廃止である。

ちょっとまた話が飛ぶが、平成4年に亡くなった父と京都の町、平安神宮あたりを2人で歩いたときに、京都はすごい、外国人の顔をしていないと父が言った。何かと思ったら、生活している外国人が多いということだった。それなら、同じように権利があって当然ではないか。そういうところを、まず行政から変わらなければ。何かを集めて、何かをしなければ変わらないのではなく、あるべき姿は行政からつくらなければと思う。

#### 【座長】

前回はそうだったが、人権には、心がけ的な側面として、先ほど私がまとめたような、皆がずっと持ち続けて自分の中で育てていくべき基本理念の部分があり、そのための働きかけとして何ができるかという問題と、そういうものを踏まえた上で具体的な例として、女性とか、老人とか、身体の不自由な人とか、そういうレベルでどんなことができるかという両方の側面があると思う。

教育・啓発は、その両方に係る側面がある。外国人の参政権というのも1つの例であるが、その根底にはそういう人が持っている色々な能力とか人格というものができるだけ尊重される、発揮できるという考えがあって、その1つの方策として参政権というものが出てくる。

だから、我々の役割としては、外国人の参政権に限らず、どうやってその人たちの声を

取り入れていくのか。それを教育・啓発の中にどうやって反映させるのか、あるいは救済・相談の中でそういう声をどう生かすのかを考えるとということでもいいと思う。

#### 【委員】

それはその一段階としてとてもいいというのはわかるが、まず基盤ではないか。昨日、年をとった在日韓国人の方だが、老齢年金をこのたび初めてもらえることになったというのを聞いた。そういう暮らしの1つずつの基盤は、自分たちが言って変わっていくのではなくて、あるべき姿に行政自身がしてくれないといけない。人権文化の推進、人権啓発といっても。公平でない中で、公平である何とかという啓発ができるだろうか。同和問題もそうである。

#### 【座長】

おそらく言おうとされていることは、人権ということに関連して、現実にあるいろんなこと、それをそのままにしておいて、題目だけ唱えてもしょうがないのではないかということだと思う。ただ、現実には、我々が急につくり出したものではなくて、これまで何百年、何千年を経た結果、ここにあるわけだ。それを肯定するのではなくて、そういうものを踏まえて、先ほどから、問題にしている人権文化の基礎にある考え方が正しいとしたら、それを実現するためには、現実のでこぼこをどうすればより平らにできるのかを検討する。委員の気持ちはわかるが、この委員会の仕事としては、だから外国人に地方参政権を認めなさいということではない。それは国の法律を変えないことにはどうにもならない問題である。しかし、今の状況でも地方自治体なら自治体なりに、その行政の中でできることはあるのであり、そういう視点で教育・啓発、あるいは当面の人権相談・救済の問題を考えるとというのが我々の仕事だと思う。

#### 【委員】

京都でできることがある。だからそれをしてほしい。例えば、子どもの教育の問題でも、何で僕だけはこれなのというのが、子どもの、まだ理解できない段階で、隣の子はそうなのに、国籍が違うとか、何が違うということの理解できない中で区別・差別というのが子

どもの中に残っていく。だから、それをしないためには、やはりその基盤をしないと、矛盾なんだろうというだけしか教えていない。仕方ない、もうしないというだけでは、どこかで爆発するのでは。

だから、子どもの教育にしても、大人のその基盤となるものを、それがいつ現実化されるかどうかは難しいかもしれないが、少なくともそういうことを啓発していくというか、推進していくということ、それは国会レベルでないと間に合わないではなくて、できる範囲のことをやはり推進して伝えていく。そして、せめてこの会議は、職員の方には申しわけないと思っているが、第6回ぐらいには市長に来ていただいて、要するに概要説明以上のことができたりとかしないと、聞いてきた範囲の資料ではお話しできても、先が進まない。職員の方を責めるつもりではない。どうしても話すと言っているような形になるが。

#### 【座長】

ご発言の途中だが、はっきり言って我々が世界の人権問題を全部、一度に解決できるものではない。今、日本に国連の人権高等弁務官のアルブールさんが来ており、明後日、京都にも来てもらい、記念講演をしてもらう計画を進めている。例えば、今、アフリカのスーダンのダルフルでは、民族対立から始まって、本当に集団殺害をやっているが、彼女でも、これを解決することはできない。

この委員会でやることは、世界の中の日本、その中のまた一府県の中の1つの市である京都市において、これまで具体的な人権施策として事業を進めて来たが、その計画の期限が来たのを契機にどう変えていくべきかという話をしているのであり、その枠を踏まえてご発言いただきたい。お気持ちはわかるが、この委員会の意見として、我々がつくる答申に盛り込めないものと盛り込めるものがあると思う。だから、盛り込めるものの問題に絞ってお考えいただき、ご発言いただきたい。座長としてはそうお願いしたい。2人だけしか話していないので、ほかの委員の皆さんもどうぞご発言ください。

#### 【委員】

人権教育・啓発に関して、学校教育における取組ということで、最初に学校が挙がっているの、学校ではこんなことをしているということをご紹介かたがた、ちょっとお話しさせてもらいたい。

学校での人権教育というのは、理念的な問題、あるいはもっと言うなら机上の問題ではなくて、生徒たち一人一人のいじめの問題、あるいは同和問題、それから生徒たちの中には外国籍の生徒たちもいるので、そういった生徒たちが、中学校卒業後に、あるいは社会に出てから遭遇していく問題、そういったものを踏まえて、非常に具体的な課題として存在している。

例えば、いじめの問題1つをとっても、教室の中でのいじめが現実にある。そういう実態をそのままにしておいては、どんな人権教育もある意味では成り立たない。ある子がいじめられて学校に来ていないという中で、どんな高邁なことを話しても、それは本当の意味で子どもの心に届かないだろうと思っている。だから、人権教育は非常に具体的で実践的な教育であると思う。

それぞれの学校が、自校の生徒の実態、あるいは地域の実態を踏まえて、どういう内容から始めようかと考えている。すなわち、いじめ問題から始めるところもあれば、同和問題や在日韓国・朝鮮人をはじめとする外国籍市民、外国籍の方々の問題やニューカマーの問題に取り組むところもある。それぞれ学校で年間の計画だけでなく、中学校では3年間の計画、小学校は小学校なりの計画を立てて、それに従いながら取組を進め、同時に突発的に自分のクラスでいじめなどがあれば、それにも対応しながら取り組んでいる。そういったことを各学校でやると同時に、お互いにそうした情報を交換している。

自分に障害があるとか、自分が外国籍であるとか、あるいは自分が同和地区から通っているとか、子どもたちは小さいときから一緒にいるので、いろんなことを知っている。場合によっては偏見に類したことも起きているかもしれないが、いろんなことを知っており、全く白紙の状態ではない。それらを踏まえて、本当に生徒同士が、そういう課題を担っている者の立場を理解したり、その子どもたちの問題や悩みを自分たちも受けとめる。その立場を代わるわけにはいけないので、そういう仲間集団をつくるのが非常に大事だと思う。自分が発言しても、受けとめてもらえない集団の中では子どもはしゃべらない。いくら、もっと発言しろと言っても、これは無理なことであり、周りが聞いてくれようとしないうところでしゃべりなさいということは、これは強要以外の何物でもなく、本当の意味で子どもたちは心を開かない。

学校において人権教育に関わることは、仲間づくりと、子どもたちの間で本当の関係性を育てていくということである。子ども同士だけでなく、子どもと教師の間関係を育てていくことが大事だと思う。また、学校においては、保護者に対する啓発ということで、

理念的なことや歴史的なことを言うこともあるが、むしろポイントは、私の勤務校などでは、今、子どもたちにこういう人権教育をしているとか、子どもたちはこんな発言しているとかを見てもらったり、子どもたちの学びの場を見てもらうことである。つまり、人権学習の場や道徳学習の場とか、あるいはそういったテーマで行っている生徒の研究発表の場を保護者にそのまま見てもらうことが、ある意味で、保護者にとって大きな啓発になっていく。親も子どもの言葉に感動する。子どもが真剣に自分の課題に向き合ったときに、僕らも本当に心を打たれる。それは保護者にとっても、我々教職員にとっても最大の啓発になっているのではないかと思っている。

#### 【座長】

現場での具体的な問題、個別の問題から、おのずと人権そのものに対する考え方に影響を与えるように、教育の現場自身が、保護者等への啓発の機能を果たすということをも具体例に基づいてご説明いただいた。

#### 【委員】

先ほど、各委員が言われたことを聞いて、確かにそうだなと思った。基盤の部分が問題だというのもよくわかるし、行政のすることが市民に届かないという点もすごく納得できる。保護者への啓発には直接学びの場や現場に来てもらって、刺激というか、意識を高めていくというのもよくわかった。

自分は、人権文化を目標としたときに、行政だけじゃなくて、市民と行政がどこまで高め合えていけるものかと考えてみた。ただ、やはりその基盤の違いはあるので、どうしても行政が手を伸ばさないと届かないところが出てくると思う。それなら、どこまで行政は頑張ってくれるのかということになる。先日、府民だよりが入っていて、そこに座長のコラムが載っていたので読んでいたら、そのすぐ裏面に、人権のこととか、色々な相談員とか、救済の機関の電話番号が一覧として載っていた。これは便利だと思って、切って家に張っておいた。でも、やはり一般の市民だったら、多分、古新聞入れにそのまま入れてしまうのではないだろうか。自分たちの世代ならやはりホームページでさっと見る方が早いですが、私たちの両親とか高齢者の世代などに対しては、こうした情報の伝達を行政がどれだ



けバリエーションを持ってアプローチしていくのかということが大切だと思った。

子どもを持っておられる保護者であれば、学校で情報を得るといのは大変大きなことだと思うので、いろんな行政の手段、バリエーションが、私たちからも提案していけたらいいなと思った。

#### 【座長】

この委員会でもそうだが、我々一人一人は、バックグラウンド、背景に違うものを持っており、それぞれがそれを踏まえて人権とは何かという発言をしている。その意味では、今、府民だよりの話が出たが、人権について行政が色々な市民の層に対して情報を送るときには、受け手の違いに配慮した伝達をするとより効果的になるのではないか。そういうご指摘だと思う。

#### 【委員】

行政がどこまでやるかは、なかなか大変な問題だと思う。この資料の中に、市民の自主的な取組の支援といった項目がある。私自身が市民団体、NPOという現場で活動してきた立場から言えば、市民活動の分野でも行政と市民の協働ということが盛んに言われるようになってきているが、市民の取組の支援をするだけでなく、もう一步踏み込んで、むしろ積極的にその市民の取組に学ぶといった姿勢が要るのではないかと思う。

先ほど発言されたように、行政が何もかも全部やるというのは難しいだろうし、ここにいる私たち自身も含めて、まだまだ知らない人権課題というのもきっとたくさんあると思う。行政よりもその当事者の方がよくわかっていることというのもしばしばあるわけなので、そうした方々が様々な声をあげていることに行政が学んでいくという姿勢はすごく重要であり、その市民の取組をサポートしていくというやり方も大事なのではないかと思う。

例えば、今、子どもの虐待の問題はすごく関心も高まっているが、ある自治体では、アメリカで開発されたCAP（チャイルド・アソルト・プリベンション）という、子どもの虐待防止のために、子どもたち自身の人権意識の喚起や人権に関するスキルを育てようというプログラムを市民団体を中心としてやっている。それを市が市内の各小学校で実施できるようにすることは予算措置の伴うものだと思うが、そういうことを市民団体が実施

できるよう行政が支援をする。このように市民団体が持っているスキルを提供していくといった形などもあるので、もっと市民が持っている色々な力とカリソースが活用されるといいなと思った。

それと気になるのは、3番目の職員研修の取組については、割とタイトルがずらっと流れてしまっており、傍聴の方からの指摘にもあったように思うが、行動計画の中には公務員自身に対する人権啓発が非常に重要であるとして、かなり強調して書かれていたはずである。例えば、司法や警察とかは、国とか都道府県のレベルになってくると思うが、公務員の人たちの人権意識を高めるということが大切であり、日々、窓口等において市民と対応される場面はしばしばあるはずで、そうした面での人権教育・啓発の取組というのは、強調してもし過ぎることはない。もう少し踏み込んで書く必要があるのではないかという感想を持った。

#### 【委員】

多分、この人権文化推進計画の中で、一番重要なのがこの部分だと思う。人権教育・啓発というのは、非常にウエートが高い部分ではないか。ただ、残念なことに、一番効果のある方法というのが全然わからない。学校の教育の部分についてお話があったが、子どもたちは一番純真であり、その純真さをそのまま育てていただくことが一番いいことだと思う。しかし、なかなか難しくてそうはいかない。それでもやはり繰り返しやっていただくことが非常に大事なことではないかと思う。

正直に言って、長く人権問題が取り組まれているが、なかなか効果が見えないと思うが、僕は、少しずつ変わってきていると感じている。やはり長く続けるということが非常に大事なことであって、学校で教育現場にかかわられる先生方が、基本的なこととして、他人の人権を侵せば自分の人権も侵されるという部分をしっかりと教えていただいたらいいのではないかと考えている。

それと、啓発も同じで、啓発は非常に効果が薄いという部分がある。既に一定の年齢に達した人間の意識を変えるのは本当に困難なことだと思う。聞く耳を持つ人は聞いているが、同じことでも意識のない人は何も感じない。感じてもらうためには、どういう手法を使えば効果があるのか。非常に大変だと思うが、これも教育と同じで、繰り返しやっていくことで一定の効果が上がるのではないか。ただ、非常に残念だが、人権問題を知ること

が自分の意識を上手に隠すことにつながっているのではないかと感じている。これはちょっと悔しいことだが、これも人間としての一過程ではないか。それをまた乗り越える時期が来るのではないか。そのためには、やはり繰り返し啓発を進めざるを得ないのではないかと感じている。

#### 【座長】

今のは、要するに、行政から市民に伝えるときに、その市民の色々な違いを考えて、教育なり啓発をすることが大事だという意見と、逆に、むしろ人権に対する市民や生徒の声をどうやって吸い上げて、市の教育・啓発の中へ反映させていくかということが大事であるという意見である。受け手と働きかける側の両方、つまりこのごろテレビ等で言われる相方向性を踏まえた取組が大事なのではないか。

また、ずっと市の行政としてかかわってこられた立場からは、効果を測るというのが非常に難しいということを言われた。市が一年間でやったことが市民の意識をどこまで変えるのに役立ったのか、人間の意識を数字で測るというのは非常に難しい。ただ、場合によっては、これは同和行政で一時期言われたことだが、そっとしておいてくれたらわからないのに、そういう知識を与えるから自分は差別されていると感じ出したということがある。しかし、本当は感じたら普通に言えるような環境をつくることが大事なので、やはり啓発しないといけない。人権教育・啓発を続けるということをやめたならやはりそれで終わりだと思う。

#### 【委員】

子どもたちの意見を聞くことこそが大事な啓発だというのは、本当にそうだと思う。子ども小的时候には、お互い友達というか、何も知らずに成長し、その頃には多分、特別施策であるとか、特別の何とか奨学金であるとか、その差を子どもたちは知らない。大人になって、だんだんこの差がわかってきたときに問題としてぶつかることになる。

だから、前回、みんながもっと善良な人間だったら、もっと早く解決できていたはずのことばかりではないかとの発言があったが、大人の間違って来たことを、今、正していかなかったら、本当に、子々孫々と前回も言ったが、これまでずっと続いてきたことが、ま

たさらに続いていくことにしかない。せっかくこういう会ができたのだから，大事な子どもたちの心そのまま伸びていくためには，これを無くさなくてはならないのではないのかというところをこちらが提言していかなければならないと思う。

#### 【座長】

例えば，何も感じずに育てている子どもに，おばあさんが「あそこへ行ったら怖いで」と言うなど，いわば人権文化に反するようなことが，上の世代から下の世代に伝えられることなどは直していかねばならないが，最終的には，そのようなことを子どもに言う自分は恥ずかしいと思ってもらえるような働きかけを行い，他方では，子どもが「おばあちゃん，そんなことを言うとおかしいよ」と言えるようなものを与えて，育てるというか，これは広い意味での教育・啓発，両方の方法でやらないと難しいと思う。

#### 【委員】

「あそこへ行ったら怖いで」というのは，以前は随分あったと思うが，今は，「怖い」ではなくて，結局「お金」だと思う。あそこは家賃が幾らだとか，あそこだと借金は返さなくてもいいとか，あそこにいたら，こういう奨学金が出るという話になっている。怖いという形ではなくて，そういう格差がついているからという話になる。怖いということは子どもには伝わっておらず，また，怖いと言って信じる子どもの方が少なくなって楽しくつき合っている。

#### 【座長】

それはいろいろな見方があると思う。これは，同和行政を進める際に，さらに一般にも言えるが，今あるでこぼこを直すために人為的にでこぼこをつくとそれは逆差別だと言われる。つまり，自分はたまたま部落の外にいただけで，同じ能力を持っているのになぜ奨学金をもらえないのかということだ。アメリカのパスポートでも，私の子どものものにはイエローといった記載がある。それ自身に何も法律的な意味はないが，アメリカでは人種ごとに大学の学生の人数割合を決めているところがある。白人で成績が優秀でも，黒人

で成績の劣る者が優先的に大学に来ると、何のための入学試験か、それは逆差別だと言われる。ただ、こういう現象も、長い施策をやっていく上で一時的にはやむを得ないことである。ただ、現実が既にでこぼこがなくなっているのに、そういう施策を続けると逆差別となる。だから、行政が教育・啓発を進めるときに、差別解消は大事だが、逆差別にならないようにしていただきたいということは言えると思う。

今まで何点か教育・啓発全体について、いいご意見をいただいているので、事務局のほうはしっかりメモっておいていただきたい。

#### 【委員】

その他のところで、「障害のある人の社会参加など、既に行政の手を離れているもののボランティアの広がりなどの把握」というのはちょっと意味がわかりかねた。これが教育・啓発の方に入っていることの関係についてもわかりにくい。

#### 【事務局】

「既に行政の手を離れているものの」というのは、最初は、行政が支援したり、携わっていくようなことがあるが、アムネスティのような団体は既に自立している。行政から自立している人々が、色々なことを自主的にやっておられることについて行政側が十分に把握できていないという点が課題であるという議論が庁内であったものである。

#### 【副座長】

先ほど委員からのご指摘があったが、人権NGOや障害がある人の社会参加などに関し少しずつ自立してきたボランティアとの行政との対話をどのような形で行っているのか、ちょっと教えていただきたい。

#### 【事務局】

申し訳ないが、本日、その部署の者が来ていない。庁内の会議で話を聞くと、行政とし

ては、例えば障害福祉をやっているところはそれぞれ関係団体とのつながりがある。その中で補助金の交付などについて協議をする場もあり、色々な情報交換ができる。しかし、その団体がだんだん自立してくると、そういう場が無くなっていくのが現状であり、自立していった団体がどんな問題意識を持って、どんな活動をしているのかが把握できていないと担当部署では認識している。

#### 【委員】

ちょうど障害者の方のお話が出たが、私も行政マンだったので恥ずかしい部分であるが、障害者の方々に対する行政の手の差し伸べ方は、今まで非常に少なかったのではないかと。そのために、家族であるお父さんやお母さんが非常に努力されて、その結果として、今、障害者の方々の分野はしっかりと独立し、自立しているのではないかと感じている。しかし、お父さん、お母さんは、自分たちが高齢化して、面倒を見られなくなったときにはどうなるのかということ非常に危惧されている。そうした部分でボランティアとのかかわりが出てくる。私どもはボランティアの関係の窓口を持っており、京都市から委託されてやっているが、神戸の震災以降は、特にボランティアに光が当たってきた。非常にたくさんのグループにご登録いただき、そうした手を差し伸べる機会に、申請さえあればその期待にこたえてくれる方がたくさん増えてきているので、そういう分野はこれからは明るいのではないかと思う。やはり、行政が冷たかった結果として、障害者の分野では非常に自立した部分が多いのではないかと。今も決して皆さん方が満足されているということではないが、客観的に見ると非常に自立されているという率が高いのではないかなと感じている。

#### 【座長】

郵政の民営化と一緒に難しい問題である。親が子どもを育てる時、過保護はいけないけれど、しかるべき保護というのは絶対要る。その辺の区分けというのは当然人権行政の場合にも出てくると思う。特に社会福祉の分野では、今、女性の意識も変わり、社会状況も変わって、働くお母さんが普通になってきている。そうになると育児はどうやるのか。これは、おばあさんがいるところでは、おばあさんがかなりの程度カバーしてくれる。しかし、それは先ほどのお話であるが、いつまで面倒を見れるのかという不安が絶えずある。

我が家では、長女と二世帯同居しているが、長女が仕事をするようになると、子どもの学校の送り迎えから全部私の妻がやっている。そういう意味では、まさに社会の状況の変化に応じて、もっと託児所・育児所を充実するなど、行政が世情を敏感に酌み取って、人権文化推進課だけではなく、もっとより広い立場から市の行政全体としてそうした方向にお金も人も回したり、NGOがあればそれを支援するようなことも必要である。先ほどから言われているいろんな市民の声をきめ細かく吸い上げること。そして、語りかけるときにもその相手の状況に応じてきめ細やかに伝えていくこと。それは、今の例のように、お母さんが働くということ一つととってとも言えることなので、そうすると、これこそまさに市の行政全体として、そういう細かな意見の吸収、それからその働きかけが全体としてより効果的に、あるいは現実の必要に対応できるように行われることが必要であり、人権文化推進課だけでは限度があっても、そういうことが庁内の組織として生かされるような方向にしていく。その意味では、先ほど言われたように、市長も一度ここに出てきてもらいたいという思いがあるし、人権担当の部長には来ていただいているが、ほかの部長にも一度ここに出てきてほしいという思いもある。

#### 【委員】

今、意見を伺っていて、行政として、市として何をすべきかが、時代状況とともに大きく変わっていくものなのだなと思う。市民に対する見方や行政がとるべき役割は実際に刻々と変わっていったらと思う。

その中で、先ほども少し言ったが、職員研修の取組といった部分、まずは自分たちの足元を意識すること。対市民に対して何かするというのももちろん大事ではあるが、その大前提として、自分らの足元がどうなっているのかを厳しく意識していくことは不可欠であり、さっきの自分自身の言い方では、どちらかといえば、人権侵害をしないというニュアンスの方が強かったかなと思った。もちろんそれは当たり前ではあるが。今、座長のお話を聞いていて、それを越えて人権文化の推進ということを言うのであれば、それぞれの部局の施策が今の最新の人権に関する動向を踏まえて、よりそれを推進していくようなものになるように施策に反映していく。だから、差別をしないようにしようだけではなく、福祉、就労支援、雇用に関する施策で、より働きやすく、子育てがしやすくということも、人権文化の推進として進めていけるような権限が人権に関する部局にもっと明確にあると

いいなと改めて思った。

#### 【委員】

今、座長からも、最後ぐらいには市長がと言われた。前回は回数が少な過ぎるとの意見があった。時間がなく、限られた時間の中で、私も本当にそう思いながら過ごしている。前回いただいた京都市市民参加推進条例の中に、「市民がこれら一連の過程において市政に参加することができるよう、その機会の確保に努めなければならない」というところがあった。このまま6回がすぐ過ぎてしまうだろうが、まだ達成感がない。達成感のないままであるなら、次の機会にも参加できるように、務めていただきたいと思う。

傍聴人の方のいら立ち、あと何回で終わると言うのはあると思う。傍聴人の方は知らないことだと思うが、市民公募委員としてこの2時間で1万円の報酬をもらっている。この先も続けたいのは、それがいただきたいからではない。報酬はなくてもいいから、とにかく進めるべきを進めたいという気持ちをつぶさないで、機会をつくっていただきたいと切にお願いしたい。

#### 【副座長】

1点だけお聞きしたいが、人権啓発の取組の、学習機会の提供というところで、各人権課題に整合した啓発の手法。先ほど申し上げました人権NGOとの対話の必要というのを具体的に生かそうとすると、こういう各人権課題に関して取り組んでおられるNGO団体とかボランティアとか、こういうところと協議をする中で、どのようなプログラムで市民を啓発していくかということをお考えいただけないものかと思う。

これは以前、関西大学に勤めていたときに、関西大学がたまたま吹田市と高槻市に大学キャンパスを持っている関係で、市民の生涯教育のため、大学に具体的なプログラムをお願いしたいということで、各学部からいろんな生涯教育のプログラムを提供するということがあった。そういう形で、こういう学習機会の提供の場合には、行政の側だけで把握できない問題があるかと思うので、そうしたNGOとの対話の中でプログラムを作成するというのも、講師の問題も含めて可能性としてあり得るのではないかと。



【座長】

これは色々なところで人権擁護委員の姿勢とかレベルアップ、自主的な活動の支援など、やはり人権行政を少しでも効果的にしようとする、きめの細かい取組が必要である。そして、市全体の人権施策の中での人権の置き方は社会の状況の変化に応じて変わるのがむしろ当然である。市長や部長が出てこられなくても、私の言っていることは全部伝わっていると思うし、伝わるような内容の答申にしたいと思う。

今日、各委員の言われたことは、市で早急にまとめていただいて、我々全員に配ってもらう。欠席された方は、発言できなかったことをコメントで寄せてもらう。我々も見返して、この点はこういうふう書き直してほしいということであれば市に伝える。それを踏まえて、この次の会合には文章化されたものを出してもらい、さらにより内容を深めていくということで、まだまだ発言し足りない部分もあるかと思うが、第1の議題は一応この辺で切り上げ、第2の議題、人権相談・救済に移りたい。これは資料をいただいている。この中には、今、副座長が言われたような、具体的にどんな団体がどんなことに取り組んでいるかという情報もたくさんある。それでは、市から説明をお願いしたい。

【事務局】

人権相談・救済について資料の説明

【座長】

短い時間で非常にたくさんの方のことを説明していただいた。資料が1から5まで配付されているので、適宜ご参照いただきたい。それから、私も初めに申し上げたが、法務省の人権擁護法案は、衆議院で会期中に出したものが同一会期中に採択されなかったため廃案という扱いになっている。今後、これとほぼ同じ内容のものを、廃案に至る間に出た色々な批判を踏まえ、手直ししたものとして再提出するという姿勢を法務省としては持っているように思う。

今のご報告にあったように、個別の分野についてはそれぞれそれなりに活動がなされているが、人権問題が複数の窓口に分かれるようなときに相互の情報交換、いわゆるネット

ワーク化が進んでいるのかについては、市側の反省としても問題があるとのことであった。

#### 【副座長】

京都人権啓発活動ネットワーク協議会の相談機関の一覧を読んでみて、1つ感じることは、既に問題点は行政でも十分把握されているということだが、例えばH I V感染者、あるいはエイズの患者さんについては保健所に対応されていると認識しているが、どうしても部署の性格上、人権に関する相談そのものについては直接そこで行えないという問題があるはずである。一方でH I V感染者やエイズ患者の人に対する偏見が根強く、その意味では人権に関する相談がそうした方々から寄せられる可能性が十分にある。その場合に、先ほど言われた、早期にネットワークをつくる必要があるということについては私も全くそのように思う。そうした感染者あるいは患者の人からの人権に関する相談があったら紹介できるようなネットワーク体制というのを作っておく必要があるのではないかと思った。

最後に、日本全体としては、H I V感染者の数、あるいはエイズ患者の方も増えているが、厚生労働省のサーベイランス委員会もいるので、どちらかというに関東のほうに多くて、近畿圏ではさほど増えてはいない。しかし、今後増える可能性はあるので、さらに行政として取り組む体制をつくる必要があると思った。

#### 【座長】

エイズの場合、病気の性質と今までの社会的偏見があるので、積極的に検査に行かない。それから、行って判明しても、その後、しかるべき行動を起こさないといった問題もあるので、表面に出た数字だけではなかなか実態はわからない。逆に言えば、そういう人も来やすいような形での相談受け付け体制、それから、効果的にその人のプライバシーを守る仕組みもやはり行政としては工夫していただきたいと思う。

#### 【委員】

2点ある。1つは、どちらかという、啓発の分野に入ってくるかもしれないが、人権相談とか救済の仕組みそのものについて、まだまだ認知度が低いのだろうと思う。それは、

今回は廃案になってしまったが、人権擁護法案が策定され、きちっと施行されていけば、別に京都がどうこうではなくて、全国的にもっと仕組みが周知されていくのだろうと思う。

今、ネットワークで連携が図られるというが、ここに行ったら人権のことが何でもわかるというように、相談とか救済とかについても、より市民にとってわかりやすく利用しやすい情報提供が非常に重要だと思う。

2点目は、そのことともかかわるが、相談に行ったらどうなるのか、どんな人が対応してくれるのかについては、人権を侵害されるような傷ついた経験をした人にとってはすごく不安なことだと思う。私自身、女性の問題には関心があり、いろいろ具体的な話の中で、相談窓口で二次被害を受けてしまうというケースがしばしばある。

さらに具体的に言うと、私は人権擁護委員という人に研修などで会ったことがあるかもしれないが、実際、自分が住んでいる自治会で誰がやっているのかはよく知らない。何かの資料にあったと思うが、人権擁護委員は地域ですべて色々なことを経験されてこられた年長の方が多く、平均して男性が多い。しばしば、女性とか子どもの権利ということに関しては、相談に行ったときに、これだけDVとか言われていても「いやいや、それくらいは夫婦げんかだから」といった対応であったり、子どもの権利に関しても、よくも悪くも、「いや、私が子どものころは」という対応で、相談に行った人が余計に傷つけられてしまうというケースがあると残念ながら聞いている。そうした方々に対しては相談窓口になるに当たっての研修をどうしていくのかということがある。

もちろん、救済の制度の中にそのようなことを設けなければならないのは残念なことではあるが、そこでさらに何か納得のいかないこと、その救済制度の中でも十分に救済されないようなこと、さらには、そこで傷つけられるようなことがあったときにどうなるのかということがよくわかるようになっていないと、相談する側が安心して相談できる体制とはいえない。

ちょっとこれは制度的なことなので、今検討している計画には入らないかもしれないが、第三者的なチェックとか、救済の仕組みも含めて、結構色々と考えなければならないことがこの分野に関しては多いと感じている。

#### 【座長】

色々な協議会での経験だが、とにかく身近で、簡単に相談でき、しかも効果がある、つ

まり、行ったらそれだけの結果がきちんと出ることが、相談に行く側にとって非常に重要なことである。今、人権擁護委員の話が出たが、委員の数が地域によってゼロのところもある。全国に1万4,000人の人権擁護委員がいるというが、地域的に偏っている場合もあり、一部の自治体では市町村の議員になったら自動的にそういう肩書がつくところもある。議員にすれば、肩書がたくさんあるうちの1つが人権擁護委員であるような実態もある。その人なら地域の実情がわかっている実力者ということで処理できる問題はもちろんあると思うが、例えばDVとか、いじめに関する人権問題のように、弁護士や社会福祉士、それから心理学の専門家とかでなければきちんと対応できないような問題へと広がっている。老人の問題について相談に来られても、今の成人後見制度がどうなっているかについての知識がなかったらきちんとしたアドバイスができない。そのため全国の人権擁護推進委員会としては、人権擁護委員制度の全面的な見直しということも特別項目で政府に提言している。このことは京都でも基本的にはあまり変わらないと思う。若い世代はインターネットで検索するすべを心得ているが、少なくとも、ここに行けばこうなるという、きめの細かい情報の伝達、それから実際に相談に来られるときの受け付ける体制など、まだまだ行政がやるべきことが山積みになっていると思う。

## 【委員】

自分は、この相談機関の一覧を見て、こんなにたくさん相談するところがあったのかと思った。というのが、私自身はボランティアではないが、現在、自分がかかわっているN G Oでは、主に外国籍市民の電話相談をしており、すごくたくさんの電話がかかってくる。内容も、先ほど事務局の方が言われたように、複合のことが多い。外国籍であるということにDVや子どもの教育の問題などが複合していて、それでスタッフの方やボランティアの方が、相談機関を走り回るといった感じになっている。

何故、そのN G Oにそんなにたくさんの電話がかかってくるのかというと、外国籍市民からの信頼度がすごく高いので口コミで広がっていくのだと思う。フィリピンの方を例に挙げると、教会に行ったときに、あそこの電話相談は信頼があるということで、どんどん電話をかけられ、結果として、ここ（京都市国際交流会館）で月2回実施の外国籍市民の相談よりも、N P Oの相談に行ってしまう。その辺の身近さがかなりあると思う。先ほど、N G O、N P Oとの協働というのが出てきたが、難しいとは思いますが、何とか情報の共有な

り協力ができないものかと思う。NGO、NPOについては、財源不足の問題がある。色々な知人に聞いても、会員が毎年少なくなったり、助成金が出ないという事情により、頑張っているところもどんどん縮小してしまっているようなことがあり、それはもったいないと思う。ネットワークの面で、文章上では一応連携していくと出ているが、具体的な面で何か指針が出ればと思う。

#### 【委員】

ちょうど社会福祉協議会でも本年度からの重点施策として「総合窓口の充実」を掲げさせてもらっている。相談に来られたら何でも解決しようという非常に大きな意気込みを持っているが、現実の問題として、相談に来られた方のすべて相談に応じられるだけの知識や経験を持った職員を養成することはまず不可能に近いので、横の連携を充実させて、それぞれの専門分野へうまく紹介をさせていただくことになろうかと思う。ただ、今までの紹介の仕方は、あそこへ相談に行きなさいといった、言わば、相談をたらい回しするようなやり方であり、これではやはり問題があるのではないかと思う。相談に来る方は、やっとの思いで来られたわけで、次のところを紹介すると言われたらもう行けないと思う。そのようなことがないようにするには、次の相談の窓口へその場できちんとつないであげることだと思う。相談に来られた方がおばあちゃんであれば、「おばあちゃん、何月何日の何時だったら行けますか」とか、「その日にそこへ行っていただいたら、何々という者が待っているから、ご相談してくださいね」というように、そこまでやれば一応いいのではない。横の連携については、ネットワークとかいろいろ言われているが、できればそういうところまでやっていただけたらありがたい。

#### 【座長】

人権相談で市の窓口に行っても、「その件はここへ行ってほしい」と、そこへ行ったら、「あっちへ行ってほしい」ということがある。この体質はやはりどこかで基本的に考え方を切りかえないといけない。今、委員が言われたように、せつかく窓口の数をつくっても、要するに振り回されるための場所が増えるだけでは意味がない。先ほど言ったように、人権問題は社会情勢の変化に伴ってどんどん広がりこそすれ、減るということはずないの

で、それをきっちり適切にこなせるような窓口の職員の養成が必要となる。これは大変だ  
と思う。

それから、日本は、特に中央官庁を含めて、色々なところをぐるぐる回らないと、いわ  
ゆる出世したり、地位が上がらないシステムになっていて、同じところでずっと仕事して  
いると駄目だとされる。だけど、人権相談はまさに専門性が大事なので、逆に、同じ場所  
にいる人はぐるぐる回る人より給料がどんどん上がるようなシステムにすると随分変わっ  
てくるのではないかと思う。制度的にも人権相談に適切に対応できる人を育てるシステム  
が必要である。ところが、明治以来というか、徳川時代から日本の役所は先に述べたよう  
なシステムで来ているので、せめて京都市の人権窓口についてはその方向で努力してい  
ただいたら、少しでも、人、お金、市民の願いというものがより効果的に処理できるよう  
なると思う。

委員の学校では非常にきっちりとやられていて、ネットワークが進んでいると思うが、  
例えば、滋賀県で具体的に問題になっていることとして、給食代を払わない親が非常に増  
えてきている。それは払えないのではなくて、そんなことは市がやればよいと思っている。  
ただし、給食代を払っていない親の子どもにとっては、そのことが周りの友達にわかった  
ときに非常に肩身の狭い思いをすることになる。だから給食をお金の足りない分だけ全体  
のサービスを減らすというか、昨日までプリンが食後に出ていたのに出なくなったという  
ようなことがある。そういう、学校現場に社会のいろんな問題が反映してきたときにどう  
対処されているか、従来のご経験からお話を聞かせてほしい。

#### 【委員】

それとこのテーマとがどう結びつくか難しい面があるが、今言われたようなことはある。  
特に、現在の不況の中で、給食に限らず、保護者が実習材料費を支払えないという問題は  
日常的にある。これについては、正直、頭を痛めている。就学奨励の対象になっている子  
どもたちの場合は、そちらを優先的に払ってもらおうということはできるが、そうでない場  
合、本当に出どころがない。社会の動向というものは、保護者を通して子どもたちに大き  
な影を落としている。

少し話が変わるが、うちの学校の場合、校区内に児童養護施設を含んでいる。そこから  
うちの学校へ17人来ている。児童相談所の措置によって児童養護施設に入るわけだが、

一番多い理由は虐待である。そういう子どもたちの背景があり、また世の中の変化というのが実に最先端と言っていいくらい子どもにはね返っていると思っている。

#### 【副座長】

大学では私も学生相談主事とか学生主任とかという仕事を仰せつかることがある。学生相談は、昔から教員とか、あるいは私立大学だと事務長などが相談に応じていたが、冒頭の話にも出たように、実は学生が抱える悩み、特に心の悩みとかについては専門性がないと全く対応できないものである。ほとんどの大学が、曜日が特定されているが、そうしたカウンセラーの資格を持った人や精神科の先生を相談員として配置している。先ほど委員からも出たように、学生は本当に必死の思いで来るので、その学生たちに対しては、ほかに紹介するというのではなくて、この曜日には開設されていると教えてやり、その子の様子を見ながらつないでいる。相談について、いつでも声をかけてもらうような体制をつくるということを考え、今もやっている。神戸大学でもそういう話をしている。社会人をやめて大学へ来て、しかし試験に合格しなかったら、浪人生になったらどうしようといった悩みなどに教員は全然対応できないので、専門の人を配置して、医学部の先生方を使ってやっていくしかないのではないかと話をしている。

そういうのを見ると、今回の人権擁護委員による人権相談というのは、座長が述べられたような空白区があるという問題のほかにも、職の内訳にお医者さんが3人しかいないことがある。医者は非常にお忙しい仕事だとは思うが、人権擁護委員の中でそうした専門性を持った方々をできるだけ配置していくことは必要だと思う。できるだけそうしたお医者さんなり、カウンセリングの専門性を持った人を配置することはかなり重要なことだと思っている。

#### 【座長】

相談員には、幅の広い、少なくともこの問題はここへ行ったらそれなりの答えが出てくるというレベルの多様性と専門性が同時に求められる。だから、一番大事なことは、来た人に、行ってよかったと思ってもらえるという意味で効率性というか信頼性が必要になる。それから初めに言ったが、手軽に相談に行けることが大事であるが、これは、市全体と比

べて区のレベルではどうなっているのか？

**【事務局】**

区の相談窓口では，一般的に市の職員，特にOBが囑託で対応しており，あとは弁護士の方の法律相談という対応となっている。

**【座長】**

区レベルでカウンセラーの配置など，そこまでやるのは無理だろうか？ 少なくとも従来はやられていないのでは。

**【事務局】**

今，区役所の機能強化について，市の方針として取り組んでいる。ただ，今はまだ，相談の体制について，そうした議論はされていない。今回の検討委員会等の意見を踏まえて，区の体制を検討する場には，また伝えていきたいと思う。

**【委員】**

今日の2つの議題は多分相互に関連し合うと思う。例えば，啓発では各区で人権啓発のリーダーを市民の中から養成している。先ほどからの意見のように，専門的な内容の相談をそうした方々が担うというのは難しいとは思いますが，今，委員が言われたような，本当に身近な窓口として，そうした方々による身近なところでの相談が行えるよう，もっと啓発事業とも連動していけばいいのではないかと思う。その上で，きちんとした対応の部分は，やはり一定の専門性を持たれた方が必要になってくる。もっとも，そうなると，市民を啓発のリーダーとして養成していくときには，プライバシーを守るといったことまで色々加味されないといけない要素はある。

また，実際，市が啓発をやっていくときの中身としても，そうした実際の人権相談の事案で多いものとか，傾向として特徴的なものといったものを，内容的にも反映させていく



ということが大事だと思うので、2つの議題の案件については、人的にも中身的にも仕組み的にも関連すると言うことがもう少し何か補われるといいのではないか。

#### 【座長】

経済効果の点から考えても、啓発というのは確かに難しいが、それが相談や救済とつながる形ならよほどやりがいもあり、結果も見えてくるということになる。だから、ネットワーク、つまり情報交換で一番大事なのは、あそこへ行きなさいと助言して、行った先でその方にとってどの程度の満足な結果が得られたかである。ということは、逆にその振った側、つまりあそこへ行きなさいと言った側が、その方が行った先でどういう対応をしてもらえたかというフォローアップ、情報の確認をやらしてもらわないと、全体としてのシステムの信頼度、効率も上がらない。それは面倒かもしれないが、やる気になればやれないことではないので、相談機能の充実というときには、今言った啓発との関連・連動も含めて、相談ネットワークにおいては、それぞれの部署でのきっちりした結果の調査が大事になってくる。

それから、先ほど質問をしたが、学校の先生だけで全部解決するのは絶対無理だと思うので、児童・生徒あるいは大学生の悩みについて、市とか区の窓口としてはこういうところがあるという情報をさらに充実していただきたい。人員が少ないところに、要望が多いが、頑張っていたきたい。我々の書く答申の中で、市長にはここを絶対読んでほしいと赤丸をつけたいと思うし、事務局としてもぜひ意向が伝わるようにしていただきたい。

全く別の話だが、私は国際人権規約の委員をやっているが、日本は条約そのものに入っているので、国全体としてどのような人権施策をとったとか、国際基準を国内化するためにこういうことをやっているということに関しては、政府、それからNGOからもたくさん情報を得て、審査をやっている。その結果を政府に伝えているが、その中には勧告も含んでいる。また、それは政府に伝えるだけではなく、全体に公表するので、外からいろいろ批判が出る材料の提供にもなる。そういう意味では、これは計画全体にかかわることだけれども、教育・啓発はもちろん、救済についてもプライバシーを侵害しない範囲での透明性が必要である。外から見て、あそこへ行ったらこうなって、こういう結果が出たとわかることで、第三者機関を別に置かなくても、外からいろんな批判が出て、さらにその効果を高めていく上でプラスになると思う。

それから、先ほどのご発言の中にあっただと思うが、そういうものをどうやっているかという、これは教育・啓発と並んで内部的な反省の仕組みというか、評価の仕組みをやはり厳しくしてもらいたい。それで効率の上がる部分もあると思う。大阪みたいに職員の勤務度の評価をしたら、九十何%が良いとなったが、そんなことは絶対ない。我々が学生の推薦書を書くときもそうだが、いいことばかり書かない。これは評価の仕方を工夫されたら、相当、計画的にできる側面があると思う。そういう面の相談、支援対策を含めてお願いしたい。

#### 【委員】

前回、座長から具体的に関西電力という名前をもって意見をされることがあった。それなら、今、何をすべきか、何ができるか、具体的にというご意見だった。きょうは米津委員がおられなくて、企業関係もお話しただけでないが、次回で十分なので、では、何ができるかというところに関して、1カ月ある間に行政としてはこういう具体案、こういうことはどうかという案が来てこそ前進していくと思う。

いい意見を並べていくだけではどうしようもないので、具体的に名前が出ていたので、次回には、行政としてはこういうことが具体的にできると思うが、いかがかというような返事もいただきたいと思う。

#### 【座長】

非常に厳しいご発言だが、我々としても、これをやって時間が無駄にならなかったという感じが持てるような、最終答申は出したいが、それを受けて具体的に市の中の動きとして、我々委員が失望しない、納得できるような、具体的なところまで踏み込んだ反応をしていただきたい。

答申を出す前から言うのは少し先走りであるが、今日までの結果を、箇条書きでいいのでまとめて文章化していただき、なるべく早目に各委員に配ってほしい。欠席の委員の方からは追加意見として出していただければ良いと思う。今から3週間なので大変と思うが、3週間後には、これまでの成果と言ったらなんだが、結果を踏まえた中間案のようなものを出していただき、それをもとにさらに議論・検討を深めたい。その結果が一般市民から

の評価の前提となっていく。その評価を踏まえて、さらに最終的に我々の最終答申の中身を決める。こういう順序で進めてまいりたい。あと2回であり、回数が足りないが、よろしくお力添えいただきたい。